

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪湖周スワンバス運行費等補助金
補助事業等の目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諏訪湖周を循環するバスを均一かつ低廉な運賃で運行することにより、交通用具を持たない地域住民の日常交通手段の確保を図る。 ・ 諏訪湖周に点在する文化施設や観光施設を巡る市民、観光客等の利便性の向上を図る。 ・ 自家用車からの乗り換えによる諏訪湖周遊道路の交通渋滞の解消、省資源などの環境保全の推進を図る。
補助事業等の対 象 者	諏訪湖周の2市1町（諏訪市、岡谷市、下諏訪町）が共同で実施するスワンバスの運行を行う路線バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。）
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 路線の運行開始に係る経費の額 (2) 4月1日から3月31日までの1年間の運行に係る経常費用から経常収益を控除した額
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>補助対象経費の10分の10以内で市長の定める額</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 諏訪湖周2市1町（諏訪市、岡谷市、下諏訪町）が共同で実施する運行であり、交通弱者の福祉バスとしても公共交通を確保する必要があるため</p>
補助事業等の評 価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	平成15年7月1日
補助事業等の終 了 時 期	<p>【終了時期が3年を超える場合の理由】 交通弱者の日常的な交通手段を確保する必要があるため</p>
情 報 の公表の方法等	補助事業者、補助金交付額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	<p>補助金の交付の条件は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 運行の確保を図り、利用客の増加及びバス運行経費の節減に努めること。 (2) 補助事業の内容を変更、中止又は廃止をしようとするときは、市長の承認を受けること。 (3) 補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

<p>提出書類</p>	<p>補助金の交付を受けようとする者は、規則に定められた申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業に係る補助対象期間の経常収益及び経常費用の内容を記載した損益計算書又はこれに準ずる書類</p> <p>(2) 補助対象期間の運行路線ごとの輸送人員及び運送収入を記載した運送実績書</p> <p>(3) その他市長が必要と認めた書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域戦略係</p>

平成28年 4月 1日 一部改正

令和 2年 2月 3日 一部改正（令和 2年 2月 3日施行）